

## 令和5年6月定例会 危機管理・大規模災害対策特別委員会の概要

日時 令和5年7月5日（水） 開会 午前10時  
閉会 午前11時35分

場所 第8委員会室

出席委員 浅井明委員長  
萩原一寿副委員長  
保谷武委員、林薫委員、小川直志委員、高木功介委員、岡地優委員、  
小川真一郎委員、小谷野五雄委員、山根史子委員、松坂喜浩委員、  
城下のり子委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 [危機管理防災部]  
犬飼典久危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長、  
内田浩明危機管理課長、佐藤和央消防課長、小沢きよみ災害対策課長、  
山口芳正危機管理課危機対策幹

### 会議に付した事件

大規模災害時の対応について

### 林委員

- 1 避難情報の発信について、令和3年5月の基準改正後、県内で警戒レベル4、避難指示以上がどの程度発令されたのか。
- 2 災害オペレーション支援システムから防災情報メールや県公式LINEで、防災・災害情報を設定していると自動転送されるとのことであるが、防災情報メールと県公式LINEで防災・災害情報を設定している数はどれくらいか。
- 3 職員参集支援システムでは、事前に登録した職員に自動でメールを送信するという説明があったが、職員の登録状況はいかがか。
- 4 職員参集支援システムの導通試験を年2回予定しているとのことだが、今年の予定はどのようになっているのか。
- 5 県BCPを改正して訓練を実施したと説明があったが、BCP訓練の具体的な内容は何か。

### 災害対策課長

- 1 令和3年度は発令の実績はないが、令和4年7月12日の大雨の時に2市1町で発令している。今年度は6月2日の大雨の時に、8市1町、合計で9市町に発令している。
- 2 防災情報メールは本年5月末現在で32,274名、県公式LINEの防災・災害情報を設定している登録者は本年5月末現在で48,424名である。

### 危機管理課長

- 3 令和5年5月23日現在の登録状況は、知事部局、行政委員会、企業局、下水道局及び議会事務局の職員定数7,818名に対して、登録者数が7,645名、登録率は、97.8%である。
- 4 1回目が来週水曜日の7月12日、2回目は年が明けた1月下旬か2月上旬の予定である。
- 5 毎年度、各部局の非常時優先業務の確認や職員の参集体制について、実際に危機管理防災部の職員が同席して訓練を行っており、その結果を各部局のマニュアルの修正に反映している。

### 保谷委員

- 1 職員参集支援システムについて、導通試験の回答率が88%とのことだが、残りの12%はなぜ回答しないのか。
- 2 市町村情報連絡員制度は大変良い制度であると思う。何人くらい指定され、どのような仕組みで配属されているのか。また、研修を実施しているとのことだが、内容はどのようなものか。
- 3 被災地への物資支援について、県が備蓄している備蓄品の内容と量、配置場所について、一覧があれば拝見したい。また、この一覧について、公開されているのか。
- 4 物資供給に関してはロジスティックスの部分が最も重要かと思うが、県民に対して直接提供していくものなのか、それとも、市町村に対して提供していくものなのか。
- 5 埼玉県・市町村被災者安心支援制度について、6月2日の台風第2号の大雨の際には、この制度はどのように機能したのか。

- 6 埼玉県・市町村人的相互応援の仕組みについて、この制度が実際に稼働した事例があれば、直近の事例は何か。

### 危機管理課長

- 1 未回答の状況についてであるが、年休や育休を取得している職員が含まれており、メールを見ない職員もいる。そのため、毎回、訓練の前に呼びかけ、通知等を行っているが、なかなか100%にはなっていない。来週も訓練があるので、100%の回答をいただけるよう、全職員へ呼び掛けを行っていききたい。
- 2 市町村情報連絡員の現在の登録者数は211名である。原則、1市町村当たり3名が定数だが、多いところもある。市町村情報連絡員は、勤務時間外、発災後48時間、活動していただくということで指定しており、3交代ということで3名指定している。基本はその市町村内に居住している職員、情報収集という業務に了解をいただいている職員を指定している。指定には危機管理業務の経験の有無を問わない。研修は新年度早々にマニュアル、ハンドブックを配布し、具体的にどのようなことを行っていただくのかを説明している。そのほかに、それぞれ自分が担当する市町村の職員と、Zoomを用いて自己紹介を行い、顔の見える関係の構築を図っている。

### 災害対策課長

- 3 県が備蓄している物資は、アルファ米や水などの食料品、タオルや下着類などの衣類や生理用品などの日用品を中心に、主に五つの防災基地に備蓄している。その内容と数量、配置場所については、埼玉県地域防災計画資料編に掲載しており、県のホームページで公開している。
- 4 県は埼玉県トラック協会協定を締結しており、災害時に県から埼玉県トラック協会に要請をすると搬送することになっている。搬送先は市町村の物資拠点であり、そこから市町村がそれぞれの避難所に必要な数量を展開していくという流れである。
- 5 住宅の被害状況を最終的に市がまとめて、それが上がってきた段階で手当てをしていくことになる。市が住家の被害認定調査をしていき、そこで半壊以上の認定がされると県に要請が来ることになっている。現在、市が調査をしているところである。昨年度の7月12日の大雨の時は、ときがわ町から支援金の申請があり、全て対応した。
- 6 平成29年の台風第21号でふじみ野市に職員4名を派遣した。その後、令和元年の台風の時に東松山市、坂戸市、川越市に延べ362人の職員を派遣した。ちなみに、先月の6月2日の大雨の時には、この人的相互応援のスキームではなく、危機管理防災部の職員がリエゾンということで越谷市、草加市、松伏町に入った。

### 保谷委員

- 1 市町村情報連絡員制度について、勤務時間外で、なおかつ48時間以内に活動することだったが、勤務時間外ということは、業務命令ではなく、本人の意思でやるかやらないか判断することになるのか、行っても行かなくてもよいということなのか。
- 2 この制度について、市町村における認知度が低いのではないかとという心配がある。私の地元蕨市でも、この制度についての認知度は限りなく低いが、制度の告知状況等はどうになっているのか。

### 危機管理課長

- 1 勤務時間外に活動することに同意いただいている職員を指定しており、業務として活

動していただく形になる。

- 2 市町村情報連絡員制度は実務に特化した制度であるため、各市町村の防災担当職員間では認知されているが、市民の方の認知度は低い状況であると認識している。

### 城下委員

- 1 市町村の個別避難計画の策定について状況と課題は何か。
- 2 福祉部などの関係部局との連携はどのようになっているのか。
- 3 避難情報発信の課題と市町村との連携はどのようになっているのか。

### 災害対策課長

- 1 個別避難計画の策定状況は、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村の義務となった。その後、令和3年5月の災害対策基本法の改正によって、要支援者の円滑、迅速な避難という観点から、市町村に個別避難計画の策定が努力義務化された。県ではこれまで市町村に対して避難行動要支援者名簿の作成、それに基づく個別避難計画の策定が速やかに進められるよう、働き掛けや必要な助言などを行ってきたところである。現在、63全ての市町村において避難行動要支援者名簿は作成済みとなっており、それに基づく個別避難計画も策定をしてもらっているところである。課題というところでは、要支援者名簿にどのような状態の方を名簿に載せるかについては市町村が基準を決めることになっている。要支援者、難病指定の方などどのような方を載せるかについては市町村が決めることになっているが、どの程度の状態の方を掲載していくかというところが課題と考えている。埼玉県は全市町村で名簿が作成されているため、内容のブラッシュアップが重要になってくると思っている。その充実に向けて、市町村の担当者向けの研修会の開催、また、各種の情報提供などを行っているところである。引き続き市町村の支援に努めていく。
- 2 福祉部とは非常に密接に連携している。避難者行動要支援者名簿の内容の充実であるとか、個別避難計画の策定に向けて市町村担当者向けの研修を行っているところであるが、こちらは福祉部と危機管理防災部の共催で行っている。その他平常時に必要な情報の共有又連携は積極的に行っている。また、指定難病患者の情報については、災害対策基本法に基づいて市町村からの求めがあれば、保健所の把握している情報の提供が可能となっている。その場合、保健医療部と連携して市町村へ情報提供などを行っている。このような災害対応は危機管理防災部だけではできないことではないため、保健医療部や福祉部などとの連携を引き続き重要視していく。
- 3 市町村からの避難情報あるいは避難所開設情報などは県の災害オペレーション支援システムに入力されると、県の防災情報メールを登録している一般の方にメールで流すことができる。また、県のホームページでも掲載している。それから、3月から始まっている県公式LINEの防災・災害情報をプッシュ通知の受信設定にしていると、自分が受け取りたい市の情報を受け取ることができる。基は市町村からの避難情報、避難所開設情報で、それを県が取りまとめて必要な方に流すという仕組みができています。また、災害オペレーション支援システムの情報はアラートで放送事業者などにも通知されることになっている。データ放送やラジオを通じて住民の方に周知される仕組みもある。また、特に高齢者の方については避難に時間を要することも考えられるので、警戒レベル3とっているが高齢者等避難開始といった避難情報の発令について空振りを恐れることなく、ちゅうちょなくやっていくことが重要である。実際に6月2日の大雨での対応についても、あらかじめ県から市町村に対してちゅうちょなく避難情報の発令をお

願いしたところである。市町村が避難情報の発令についてちゅうちょなく、的確に迅速に行えるように、気象台とも連携をして防災気象情報提供など事前の準備から市町村支援に努めていく。

#### 城下委員

市町村の個別避難計画の策定の充実について、県としての人的支援も含めた支援の内容は何か。

#### 災害対策課長

必要があれば個別に市町村の相談に乗ったりしながら、研修だけでは一律的なものになってしまうので、個別対応で支援できることがあれば支援をしていく。

#### 中川委員

- 1 新規採用職員に対して、危機管理防災部職員でなくても災害対応を行う場合があることを意識啓発する研修は行っているのか。
- 2 東日本大震災以降、未だに参集メールの登録率が100%になっていない。毎年訓練をやっているがこの数値である。災害時の参集は業務であり、県内でも災害が起きているのだから、もう1段上げるべきではないのか。

#### 危機管理課長

- 1 新規採用職員を対象に「危機管理基礎研修」として危機管理、災害対応に係る研修を毎年度行っている。同研修の中では危機管理防災部職員以外にも応援職員として対応する場合があることも説明を行っている。
- 2 このシステムへの登録は強制ではなく、あくまでも任意である。メール以外にも各職場での電話による連絡網などがあり、それらを補完するシステムである。登録率100%は理想であるが、なかなか難しいのは理解いただきたい。

#### 中川委員

- 1 新型コロナウイルス対応では保健医療部以外の職員も応援職員として派遣された。このような事例を「危機管理基礎研修」の中で説明したのか。
- 2 職員参集支援システムでメールが万全だとは思わないが、もう任意ではいけないのではないのか。

#### 危機管理課長

- 1 今年度実施した同研修は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に引き下がる5月8日より前に実施したということもあり、コロナ対応での応援職員の説明はしていない。来年度以降の研修で検討していく。
- 2 繰り返しになるが、どうしても強制することは難しい。電話とメールの両方を考えている。

#### 中川委員

県民にこれほどマイナスなイメージを持たれる数字はないと思う。任意では何年たっても100%にならないのではないのか。

### 危機管理課長

この制度は任意であり、強制はできない。メール以外でも電話でも確認する手段を設けている。

### 中川委員

それをもって100%ということによいのか。

### 危機管理課長

メールと電話で併せて100%を目指すこととしている。

### 小川（直）委員

- 1 職員参集支援システムの登録自体は任意だと思うが、登録した人が参集状況を回答することも任意なのか。この辺りの勘違いが生じるのではないのか。
- 2 2月8日に実施した導通試験は実施前に通知しているのか。抜き打ちで行ったのか。
- 3 回答率の集計について、いつまでに回答されたものをカウントしているのか。
- 4 未回答者12%の理由を分析しているのか。
- 5 メール以外の人も計上すれば100%なのであれば、表現方法を見直した方がよいのではないのか。

### 危機管理課長

- 1 職員参集支援システムは、平成24年導入時に登録は強制しない前提で始まった制度である。任意ではあるが必要性を伝え、新規採用職員などに対して登録の声掛けをしている。その上で、個人のメールアドレスを登録していただくシステムなので、任意ではあるが引き続き声掛けしていく。
- 2 試験1週間前に事前に告知している。
- 3 1時間後から集計し、最後は24時間後に集計している。
- 4 毎回分析している。課ごとの回答率なども見て、回答率の低い課には回答するよう直接連絡し、回答を促している。
- 5 あくまでも88%は参集支援システムの回答率ということで報告させていただいている。来年度以降については表現を検討する。

### 小川（直）委員

システムに登録することは任意としても、登録した後の回答にはそれなりの責務が伴うのではないのか。登録者数を増やすだけでは、災害時の対応につながらないのではないのか。また、教育局以外という話であったが、教育局での対応はどうか。

### 危機管理課長

教育局については、教育局で登録等を一元化して対応している。

## 委員長

おおむね60分が経過したので、暫時休憩する。

なお、再開は午前11時11分とする。

(11:01)

< 休 憩 >

## 委員長

ただ今から、委員会を再開する。

(11:10)

## 小川（直）委員

回答率88%を100%に近付ける努力をすべきと思うが、その点についてどのように考えているのか。

## 危機管理防災部長

職員参集支援システムは、安否確認と参集をするという二つの目的がある。その実効性を持たせるために割合を上げていくのは大切だと思う。指摘を踏まえて100%に向けた努力をしっかりと行っていく。

## 高木委員

- 1 避難情報の発信について、令和3年5月から避難指示に一本化したことにより、避難率がどのように変わったのか。
- 2 市町村情報連絡員制度では物理的に参集できないことを想定して対処しているのか。

## 災害対策課長

- 1 避難情報の発信を、避難指示に一本化したことによる避難率の具体的な数字は、国でも県でも出していない。災害対応の業務をしている中で、体感として感じているのは、市町村の避難所の設置や高齢者等避難の発令のタイミングが全体的に早くなった気がする。例えば、市町村によっては、大雨警報が出ればシステムチェックにすぐに高齢者等避難を発令するなど、空振りを考えずに体制を整えていくようになったと思う。そういう意味では、市町村の取組、災害への向き合い方が非常に前倒しになってきて、推測の域ではあるが避難率も恐らく上がっているのではないかと考える。

## 危機管理課長

- 2 市町村情報連絡員は県内で震度6弱以上が発生した場合、自動的に参集することとしている。風水害の時には、動員指令があった場合に参集することになる。

## 高木委員

物理的に県職員が市町村庁舎に行けない場合を想定していないという理解でよいか。

## 危機管理課長

原則としては想定していない。市町村役場に徒歩又は自転車で参集できる人を指定している。ただし、職員や家族が被災した場合は参集できないこともあると市町村に説明して

いる。

### 小川（真）委員

大規模災害の場合には、県境は関係ない災害が多いが、他県や国とはどのように連携しているのか。

### 災害対策課長

埼玉県が被災した場合の国との連携は、内閣府防災をはじめ、関東地方整備局など災害に関係の深い各セクションからリエゾンが、県の危機管理防災センターに詰めることになっている。県のオペレーションルームにリエゾン用の場所も確保しており、国からリエゾンが来たときはそこに待機してもらい、県と一緒にチームとして災害対応について検討してもらおう。また、他県との連携については、一番強い連携としては東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県と、その中にある政令市の九都県市で災害時の広域応援協定を結んでおり、それに基づいて応援の方法について細かく定めている。8月に防災訓練があるが、その内容も九都県市の応援も意識した訓練内容となっている。また、関東知事会においても、1都9県の広域応援協定を締結している。さらに、全国知事会レベルでは、例えば平成30年の西日本豪雨のときには、埼玉県は全国知事会からの要請に基づいて、岡山県に人的派遣をしている。全国的に必要な要望があれば展開していくなど、様々なランクに応じて他都道府県又は国と連携する仕組みとなっている。

### 松坂委員

- 1 BCPの参集率の考え方はどうか。
- 2 被災者安心支援制度の生活再建支援金の過去の実績、半壊特別給付金の過去の実績、家賃給付金の補助の実績はどうか。

### 危機管理課長

- 1 勤務時間外に東京湾北部地震が発生したことを想定し、参集場所までの移動時間を計算している。以前は本人からの回答で距離と移動手段のみで参集率を設定しており、44.1%としていたが、令和3年4月の改正では熊本地震の状況等も踏まえ低減率を乗じることとした。その結果、発災後1時間であれば90%の低減率を乗じ、4.4%と見直した。その中で非常時優先業務をどう回していくか、ということで計画を見直した。

### 災害対策課長

- 2 被災者安心支援制度の実績について、埼玉県・市町村生活再建支援金は昨年7月の大雨において、ときがわ町の8世帯、平成28年台風9号において、入間市の2世帯に給付した。ときがわ町の支給総額は約1,110万円である。入間市は1世帯に約150万円である。次に、半壊特別給付金は、令和3年2月の福島県沖地震でさいたま市の3世帯に支給しており、給付金額は約137万円である。家賃給付金については、先ほどのときがわ町の8世帯のうち2世帯に併給しており、2世帯で約590,000円を支給している。

### 松坂委員

令和元年東日本台風ときは災害救助法の適用があったので、被災者安心支援制度の対象

外ということなのか。逆に、災害救助法とかぶっているところはあるのか。

### 災害対策課長

令和元年東日本台風では、被災者生活再建支援法が全県適用になっている。埼玉県・市町村被災者安心支援制度は、元々被災者生活再建支援法を補完するという制度である。被災者生活再建支援法が全県適用された場合は、この埼玉県・市町村被災者安心支援制度の併給はないということになる。災害救助法との関係だが、埼玉県・市町村被災者安心支援制度は建物が全壊したのか、半壊した場合は半壊の程度が大規模半壊、中規模半壊などの程度によって支給される金額が異なっているが、災害救助法との併給というのは一部不可の部分はあるが、30%以上の半壊であれば災害救助法との併給は可能となっている。半壊のうちの損壊割合が30%未満については、併給は不可となっている。例えば、災害救助法が適用された市の住家が25%の半壊といった状態の場合は、災害救助法で手当てされる。災害救助法か埼玉県・市町村被災者安心支援制度のどちらかという形になっている。